

大会実行委員会規程
(2018年5月26日制定)

第1条 大会実行委員会は、開催地における大会の実行を担当する。

第2条 幹事会は、会員の中より、大会実行委員長を委嘱する。大会実行委員長の任期は、委嘱の日から、大会の実行報告書および会計報告書を幹事会に提出し、幹事会がそれらを了承した日までとする。

第3条 大会実行委員長は、学会より大会開催費を受領する。
大会実行委員長は、学会を代理して大会参加費を徴収する。第

4条 大会実行委員長は、大会実行委員を委嘱する。

第5条 大会実行委員会は、下記業務を担当する。担当にあたっては、春季大会企画委員会、秋季大会企画委員会、広報委員会との業務連携を密にしなければならない。

- (1)大会開催会場の確保
- (2)懇親会の企画と実施
- (3)大会プログラムの会員への送付
- (4)大会実行補助員の雇用と管理
- (5)大会会計の管理
- (6)開催地における大会実行に必要なその他の事項

第6条 大会実行委員長および大会実行委員会は、その業務の一部を他者に委託することができる。

附則 本規程は2018年5月26日から施行する。